

令和7年度青森ユースサッカースタフェスティバル開催助成金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、青森ユースサッカースタフェスティバル（以下「サッカースタフェスティバル」という。）に参加する団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、本市のスポーツツーリズムの推進等に資することを目的とする。

（助成対象）

第2条 この要綱による助成対象は、サッカースタフェスティバルに参加し、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの団体とする。

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、大会等の開催に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- （1）会場借上げ費
- （2）謝金・指導料
- （3）印刷製本費
- （4）通信費
- （5）交通費
- （6）消耗品費
- （7）宿泊費

（助成金額）

第4条 助成金の額は、県外からの参加者が市内宿泊施設に宿泊する延べ人数に1人当たり1千円を乗じて得た額と20万円とを比較していずれか低い額とする。

（交付申請期限）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始日の1週間までに会長に申請しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（助成金交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を会長に申請しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第7条 会長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金等の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第8条 申請者は第7条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容に不服があるときは、会長の定める期日までに交付申請取下げ承認申請書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の廃止）

第9条 助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成団体」という。）が、第7条の規定により助成金交付の決定の通知を受けた助成事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（事業の変更）

第10条 助成団体が助成事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況調査等）

第11条 会長は、助成団体に対し、助成金の使途について報告を求め、又は実地に調査することがある。

2 会長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めたときは、助成団体に対し、必要な指示をすることがある。

（実績報告）

第12条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和8年3月31日までに、完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

（1）領収書等の支出を証する書類の写し

（2）その他、会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 会長は、完了実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第14条 助成団体は、助成金を請求しようとする場合には、助成金支払請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第15条 会長は、助成金支払請求書を受領した日から起算して30日以内に助成団体に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（1）助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 会長が助成金の交付を不適當と認めたとき。
- (4) 第12条の規定による完了実績報告書の内容に重大な過誤又は虚偽が判明したとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年5月30日から実施する。